

# さぶみっと！レコメンド利用規約

## 第一条（用語の定義）

1. 「さぶみっと！レコメンド」とは、株式会社イー・エージェンシー（以下「甲」という）が、運営するシステム・共有サーバー（甲が外部委託しているものを含む）を利用して、甲と契約した法人および団体（以下「乙」という）のサイト上で収集されたサイト利用者（以下「ユーザー」という）の行動履歴情報の提供を乙から受け、これを解析し、その解析結果に基づいて推奨する関連性の高い商品や情報を乙のサイトに表示する甲のサービス（以下「本サービス」といい、第九条に定める提携サービスと併せて以下「本サービス等」という）をいう。
2. 前項の行動履歴情報とは、本サービスを利用する乙のサイトにおいて取得されるユーザーに関する情報のうち、以下のもので、かつ、個人を特定することができないものを指す。
  - (1) クッキー情報
  - (2) 商品情報、ニュース記事、ブログ記事などユーザーが閲覧したサイトに掲載している情報
  - (3) レコメンド経由情報
  - (4) 購入商品 ID や注文番号などの購入情報
  - (5) 会員 ID

## 第二条（本契約の成立等）

1. 本サービスの利用に関する甲乙間の契約（以下「本契約」という）は、乙または甲の代理店が甲の指定する申込みフォームもしくは書面により申込みを行い、甲が乙に対してアカウントを発行することにより成立するものとする。
2. 乙は、本サービスを利用しているサイトにて取得した行動履歴情報を甲に提供し、かつ、甲がその行動履歴情報を甲の提携サービスのために使用することについて、あらかじめユーザーから同意を取得するものとする。
3. 乙は、前項の同意の取得その他ユーザーの行動履歴情報の取扱いについて、法令等を遵守するものとし、併せて、事業者団体等が定める標準的なガイドラインに従うよう努めるものとする。

## 第三条（本サービス等の利用目的）

乙は本サービス等を商用目的で利用することができるものとする。但し、乙が本サービス等を利用して本サービス等と同様の、若しくは類似のサービスを第三者に提供することはできないものとする。

## 第四条（本契約の適用）

1. 本契約は、本サービス等の利用に関する、甲、乙または甲の代理店間の一切の關係に適用

するものとする。

2. 乙は、本サービス等を通じて発信する内容に関しては、本契約の他、インターネットの利用上のモラルを遵守し、甲または甲の代理店が必要に応じて行う指導に従うこととする。
3. 甲は、乙に対して電子メールにて通知または本サービス等のホームページ上で告知することにより、本契約を適宜変更できるものとする。

#### 第五条（禁止行為）

1. 乙の本サービス等を利用してレコメンド表示される情報が以下のいずれかに該当する場合、甲は乙に事前の連絡、通知をすることなく、甲が乙に提供する本サービス等の利用を中止することができるものとする。
  - (1) アダルトコンテンツなど、公序良俗に反する情報。
  - (2) 特定人物、特定組織等への中傷を行う情報。
  - (3) 知的所有権の侵害を行っている恐れのある情報。
  - (4) 経済の安全性、信頼性を損なう恐れのある情報（詐欺、のみ行為、ねずみ講等）。
  - (5) 反社会的行為に結びつく恐れのある情報。
  - (6) 個人の尊厳等を傷つける恐れのある情報。
  - (7) 人権侵害の恐れのある情報。
  - (8) 個人のプライバシーの侵害、およびそれを幫助する恐れのある情報。
  - (9) その他、甲が不適切と判断する情報。
2. 前項所定の情報であることが判明した場合、甲は乙に通知することなしに、サーバー上の乙の情報を削除するなど本サービス等の提供を拒絶し、中止することができるものとする。

#### 第六条（本サービス等のシステム保守について）

本サービス等を提供するためのシステムは、原則として甲が24時間365日運用するものとする。但し、システムまたは関連設備の修繕保守、故障等、止むを得ない事由による運用停止はこの限りではないものとする。そのような場合、甲は乙に対しては可能な限り事前通告を行うが、天災、突発事故、故障等の場合は通告を省略することができるものとする。以上の事由によって本サービス等に一時的な中断、遅延等が発生しても、甲は一切責任を負わないものとする。システム保守に関する問い合わせ対応は、10時から17時（土日祝日年末年始除く）の時間内とする。

#### 第七条（利用料金と支払方法）

1. 乙は、本サービス等の利用に関し、甲が別途定める初期費用、月額運用費、およびそれに掛る消費税額の合計金額を甲の指定する方法により支払うものとする。
2. 本サービスに関する初期費用は、本サービスの契約が成立した月に発生するものとし、月額運用費は、各月の月間ページビュー数に応じて、本サービスの契約が成立した月の翌月利用分から発生するものとする。

また、月額運用費の集計期間は請求月の前月21日から当月20日までを1ヶ月の対象期間とする。

3. 初期費用および月額運用費は、甲は乙に対して当該月末付けで請求するものとし、乙は甲に対して請求月の翌月末までに甲指定の銀行口座に送金するものとする。送金に際して発生する手数料は全て乙の負担とする。

#### 第八条（著作権などの無体財産権、肖像権）

1. 乙が発信する情報で創作した著作物・創作物については、乙自身を当該著作物・創作物の著作者・作者または、肖像権者であるとみなすものとする。
2. 第三者との契約または第三者が著作権などの無体財産権、肖像権を有するとの理由などにより公表・複製または改変等が禁じられている著作物・創作物の公表並びに複製、改変、翻案または翻訳等の権利侵害行為があった場合には、乙に責任が帰属することとする。

#### 第九条（提携サービス）

1. 乙は、本サービスのオプション機能として、甲が提携する他社（以下「提携事業者」という）のサービスとの連携機能（以下「提携サービス」という）を利用することができる。
2. 前項の提携サービスを利用するにあたり、乙は、甲が提携事業者に対して第一条第二項に定める行動履歴情報の全部または一部を提供することについて同意する。
3. 乙は、第1項の提携サービスを利用するにあたっては、事前に、ユーザーより、本サービス等にて収集したユーザーの行動履歴情報を提携事業者に対して提供する場合があることについて同意を得るものとする。
4. 乙は、前項の同意の取得その他ユーザーの行動履歴情報の取扱いについて、法令等を遵守するものとし、併せて、事業者団体等が定める標準的なガイドラインに従うよう努めるものとする。
5. 前各項に定めるほか、第1項の提携サービスに関する詳細は、別途、甲が定めるものとする。

#### 第十条（甲の免責）

1. 本サービス等を通じて乙がレコメンド表示した情報が第三者や他の契約者に損害を与えた場合には、乙は自己の責任と費用において解決し、甲に損害を与えないものとする。
2. レコメンド計算用データの保有期間は原則 90 日間とする。ただし、計算用データ量の不足などの原因で計算用データの保有・利用期間を引き延ばす際は、甲乙協議の上、個別に決定するものとする。ただし、乙が、甲の代理店との間で本契約を締結した場合は、甲と甲の代理店が協議の上、個別に決定するものとする。
3. 管理画面から閲覧できるサマリーレポートの保有期間は6ヶ月とする。
4. 甲は、第六条におけるシステム保守において、システムの移行や障害対応等の止むを得ない場合に限り、乙のデータをコピーし、利用することがある。この時発生し得る一切の障害免責に関しては、当条各号に準ずるものとする。
5. 甲は、次のいずれかが発生した場合でも乙に対して一切責任を負わないものとする。
  - (1) 本サービス等の変更、中断、中止もしくは廃止。
  - (2) 本サービス等により表示される情報の延着、未達、文字化け等。

- (3) 甲指定のサーバーに保存・管理されている各種データの消失、流出、改ざん、文字化け等。
- (4) 本サービス等に関連してユーザー、二次利用者および第三者に発生した一切の損害。
- (5) 本サービス等の提携事業者の責に帰すべき事由により発生した一切の損害。

#### 第十一条（秘密保持義務について）

両者は本契約の締結、履行および本件の実施に伴い知り得た相手方の情報を秘密として保持するものとする。本条の規定は本契約終了後6ヵ月間、効力を有するものとする。

#### 第十二条（損害賠償）

1. 甲または乙が本契約に定める義務を履行しなかった場合には、本契約の他の条項により免責される場合を除き、不履行により相手方が受けた損害を賠償する義務があるものとする。
2. 前項の場合において、甲は、障害発生時における乙または甲の代理店との契約内容の月額料金のうち、甲が乙または甲の代理店から当該損害についての賠償請求を受けた日から遡って1ヵ月以内に受領した金額の合計額を限度として損害の賠償を行うものとする。甲は、後に請求する本サービス等の月額料から賠償額に相当する金額を減額することにより、前項の賠償請求に応じるものとする。

#### 第十三条（最低利用期間）

本サービスの最低利用期間は月額運用費の発生月より6ヵ月間とし、その期間中に本サービスの利用を中止する場合でも月額運用費が発生するものとする。

#### 第十四条（乙からの本サービス等の解約）

1. 乙が本サービス等を第十三条で定める最低利用期間以後に解約する場合は、利用期間終了の1ヶ月前までに乙または甲の代理店が甲の指定する解約フォームまたは書面にて本サービス等の解約を通知するものとする。その通知がない場合は、本サービス等の契約期間は自動的に1ヶ月間延長するものとする。
2. 乙は解約時にサイトに表示されているレコメンド関連情報を全て削除するものとし、削除が行われない場合は、本サービス等の解約とならず、月額運用費が発生するものとする。
3. 利用契約期間内に本サービス等の利用を中止する場合でも、利用契約期間終了時まで発生する料金・費用を乙は継続して甲または甲の代理店に支払うものとする。
4. 本条項に基づいて解約される場合、別途規定される場合を除き、甲、乙および甲の代理店ともに解約にもとづく損害賠償は発生しないものとする。

#### 第十五条（甲からの本サービス等の解約）

1. 甲はいつでも、停止の1ヶ月前までに乙に書面またはメールにて届け出ることによって本サービス等を解約することができるものとする。
2. 乙は解約時にサイトに表示されているレコメンド関連情報を全て削除するものとし、削除が行われない場合は、本サービス等の解約とならず、月額運用費が発生するものとする。
3. 乙が次の各号の一つにでも該当する場合、甲は、事前の通知なく、直ちにサービスを解約

することができるものとする。

- (1) 本サービス等の利用開始後、第五条に該当する情報が存在することが判明した場合。
  - (2) 本サービス等の料金の支払を滞った場合。
  - (3) 乙が監督官庁から営業取り消し、停止などの処分を受け、情報の発信をすることができなくなった場合。
4. 前項により解約の場合、乙が既に支払った料金は、一切の払い戻しをしないものとする。
  5. 本条項に基づいて解約される場合、別途規定される場合を除き、甲、乙および甲の代理店ともに解約にもとづく損害賠償は発生しないものとする。

#### 第十六条（商標権等）

乙は、甲の事前の書面による承認のもとに、商品販売促進等の目的のため、本サービス等の名称・甲の商号、商標・サービスマーク等の無体財産権を使用できるものとする。但し、使用の際には、甲の権利であることを明示しなければならないものとする。

#### 第十七条（届出義務）

1. 乙は、本サービス等の申込内容に変更があった場合、もしくはサイト内容に変更があった場合は、速やかに甲または甲の代理店に届け出るものとする。
2. 乙が前項の届出を怠ったために、甲または甲の代理店の通知または送付された書類が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとする。

#### 第十八条（債権譲渡権）

本サービス等に関して発生した債権および契約上の地位は譲渡することができないものとする。但し、相手方が同意した場合はこの限りでない。

#### 第十九条（合意管轄）

本サービス等の利用に関する訴訟は、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第二十条（準拠法）

本サービス等の利用に関する紛争は、日本法を準拠法とする。

#### 第二十一条（協議義務）

本サービス等の利用に関して、本契約、甲の指導により解決できない問題が生じた場合には、甲、乙または甲の代理店間で双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとする。上記、利用規約に反して利用された場合には、登録内容の抹消・登録者名の公開に踏み切る事もあるものとする。

#### 第二十二条（データの利用・開示に関する合意事項）

1. 甲は、本サービス等の利用で得られた乙サイトに関する集計データを、乙の社名及びサイト名などを伏せた状態にすることで利用（製品・サービスの開発および改善、その他資料の作成および第三者への開示を含む）することができる。

2. 本条の規定は、本契約が解除、期間満了又はその他の事由によって終了したときであっても、なおその効力を有するものとする。

第二十三条（乙が甲の代理店との間で本契約を締結した場合の特則）

乙は、甲の代理店との間で本契約を締結した場合、本サービス等に関する一切の債権（本サービス等の履行に関する請求権のほか、本サービス等に関する損害賠償請求権を含むが、これらに限られない）は、甲の代理店に対して行使するものとし、甲に対して行使することはできない。

2012年 10月16日 変更・施行

2014年 5月13日 変更・施行

2015年 4月1日 変更・施行

2017年 4月1日 変更・施行